

疑 義 解 釈 (そ の 15)

【特定保険医療材料】

問 1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの 4 の 0 5 9 「純チタン 2 種」(以下、「純チタン」という。)について、鑄造用ではなく CAD/CAM 用の材料を用いた場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問 2 純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1 のイ 金属冠」又は「2 のイ 金属冠」により算定する。

～ 県 歯 注 釈 ～

生 PZ 306 点、失 PZ 166 点で算定する

問 3 純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M005」に掲げる装着の「1 歯冠修復」により算定する。

～ 県 歯 注 釈 ～

装着 45 点で算定する

問 4 純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。

(答) なる。

～ 医科・歯科・調剤報酬点数表関係～

【診療報酬明細書の記載要領】

問1 別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」により示されている診療報酬明細書の「摘要」欄に記載する事項等について、電子レセプト請求による請求の場合は令和2年10月診療分以降については該当するコードを選択することになったが、令和2年9月診療分以前の電子レセプト又は書面による請求を行う場合においても、当該一覧の「左記コードによるレセプト表示文言」のとおり記載するのか。

(答) 必ずしも当該文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療に係る記載事項であることが分かる記載とすること。